

イギリスは面白い国です。憲法がありません。六法全書もありません。過去の判例こそ法律であると考えているのです。それに面白いのは、長い間二種類の裁判所が存在していたことです。一つはコモン・ロー裁判所、もう一つはエクイティ裁判所とよばれ、それぞれ「コモン・ロー（普通法）」と「エクイティ（衡平法）」という異なった法体系に基づいた裁判を行っていたのです。

この複雑な裁判制度を痛烈に風刺したのが、チャールズ・ディケンズの『荒涼館』です。一八五三年に出版されたこの小説は、ある不可解な訴訟事件をめぐる物語が展開されていきませんが、それはもともと遺産をめぐる争いであったのが、この二つの裁判所をたらい回しされているうちに四十年もたち、いつの間にか遺産以上に膨れ上がった裁判費用の負担をめぐる争いになってしまったというものです。

幸いにも二つの裁判所は一八七三年に統合されます。だが、それぞれの裁判所が築き上げてきた二つの法体系の区別はなくなりませんでした。いや、なくなるどころではありません。現在でも、コモン・ローとエクイティの共存こそ、イギリスの法制度（広くはアン

岩井 克人 東大教授

英国の二つの法体系



朝日新聞 04(H16). 2. 4

グロ・サクソンの法制度の最大の特長であるといわれているのです。

私自身、この二重の法制度がなぜ強固に存続しているのか、長らく疑問に思っていました。だが、どうやら最近その疑問が解けつつあります。コモン・ローとエクイティとは、それぞれ近代の資本主義社会における二つの基本的な人間関係のありかたに対応した法体系であるということです。

「私の欲しいものを下さい、そうすればあなたの欲しいものをあげます……。このようにして、私たちは必要と

思潮

21



自己利益追求と倫理 矛盾包み込んだ歴史

している他人の好意の大部分を手に入れているのである。私たちが夕食を食べられるのは、肉屋や酒屋やパン屋が慈悲深いからではなく、自己の利益に熱心だからである。私たちは彼らの博愛心にはではなく、自己愛に訴えるのである」

『国富論』の中のアダム・スミスの言葉です。ここでスミスは、資本主義社会では、対等な個人が自己利益を求めて自由に契約関係を結んでいきさえすれば、社会全体の利益が増進すると主張しています。そこでは、道徳心や倫理観などは必要ないということです。イギリスは資本主義の「母国」で

す。単に十八世紀に他に先駆けて産業革命を開始したという意味だけではありませぬ。近年有力になった説によると、すでに十三世紀にはイギリスは十分に資本主義とよべる社会になっていたといえます。私的所有権が確立し、

市場取引が発達し、労働移動は自由で、土地の商品化が進み、資本家的な利潤追求も旺盛でした。スミスの時代との唯一の違いは、工場というものが見当たらないだけということです。

じつは、コモン・ローの成立も十三世紀に遡ることができるといわれているのです。それは、十一世紀のノルマン人による征服のあと、いち早く中

央集権体制を確立した王朝の下で、各地を巡回する国王裁判所を通して、全国に共通（コモン）な判例法体系として作り上げられたものであるのです。

すなわち、コモン・ローとは、まさに資本主義社会の法規範として生まれ出たのです。それは、それまでの固定的な身分関係から解放されつつある人間が、自由で平等な個人として自己利益を追求していくための法規範としての役割を担わされることになりました。実際、それ以降の歴史の中でコモン・ローは、契約関係や所有権や不法

行為などをおもに扱う判例法の体系として発展していくことになりました。

それでは、もう一方のエクイティとは何なのでしょう？ それは、EQ（EQUITY）をカタカナにしたものです。法律の教科書ではよく「衡平（法）」という訳語が用いられますが、本来は正義や公正といった意味をもつ言葉です。

繰り返しますが、資本主義社会とは自己利益を追求していればよいはずの社会です。その資本主義社会の中に、どうして道徳心や倫理観を喚起させる名前をもつ法体系が登場する必要があるのでしょうか？

ここに資本主義が一筋縄ではいかな

いところがあります。身分関係から自由になった資本主義社会の拡大——すなわち、対等な人間間の契約関係の拡大が、今度は逆説的に、対等性を欠いた人間関係を次々と見いだしてきたからなのです。

公正といった見地から救済するために作り上げられたのが、エクイティなのです。それは特別の裁判所で扱われ、十六世紀までにはコモン・ローとは異なった法体系を形成するようになったのです。

エクイティが扱う後見人と子供のように対等性を欠く関係は、「信任関係」とよばれます。一方が他方から信頼によって仕事を任せられているからです。そして、エクイティの核心をなすのは「信任義務」という概念です。

それは、信任を受けた人間に、自己利益ではなく、信任を与えた人間の利益のみを考えて行動することを、法として強制することなのです。自己利益の追求こそが社会全体の利益であるというアダム・スミスの主張とは、まさに百八十度対立しています。

しかも、信任関係とは、例外的な人間関係ではありません。少し注意して見渡せば、なんと資本主義社会は信任関係で溢れています。いや、資本主義が発達し、分業が進めば進むほど、その傾向はますます強まっていくはずで

す。医者と患者、弁護士と依頼人、ファンド・マネジャーと投資家、代理人と本人、取締役と会社、理事と財団など数え上げればきりがありません。いずれも、一方が他方から信頼によって仕事を任せられているのです。つくづくイギリスとは面白い国です。アダム・スミスを生んだ国でありながら、アダム・スミスを否定する法律を長らく実践してきているのです。